

図書館教育の構想

久保良夫

はじめに

一 学校図書館存立の教育理念

読書指導は国語科でも行われ、学校図書館においても行われている。国語科においてはこれまで学習指導要領の目標にも掲げられているが、国語の学習指導の中に計画的・組織的に組み入れられてはいないように思う。その理由はいろいろ考えられようが、基本的には、読書指導の内容と方法について十分に探求されていないからであろう。教育現場では一つの学年をクラスによって、二人ないし四人で担当することになれば、定期考査の範囲まで教科書を進めるために苦勞するほどであるから、読書指導を計画的に自分の学習指導に位置づけることは困難である。

一方また、国語科と学校図書館が緊密に連絡しながら学校全体として読書指導を展開している例もあまりきかない。つまり国語科と学校図書館は目的を同じくする面をもちながら互いに協力していくことがないのが実状である。まして、他の教科と学校図書館の指導を通しての関係が稀薄であるのはいうまでもないことである。

本稿では、学校図書館の機能や意義を考察し、それによって、学校図書館という枠を越えた図書館教育を構想していきたい。

学校教育における学校図書館の意義から考えていく。今日の学校図書館は、昭和二十九年に制定された学校図書館法によって、設置が義務づけられている。したがって新設校などにおいても、一定の図書を備えた図書館（図書室）が必要とされている。学校図書館法が制定される以前にも、実は多くの学校に学校図書館は設けられている。それは次のような事情による。

学校図書館法の成立に先だって、昭和二十三年に出された文部省の通達、「教科書の発行に関する臨時措置法について」の中には、「教科書中心の教育から児童生徒中心の教育へ」、「教育上の聖書であった教科書は他の教材と同列的な教材」という指導がなされている。戦前の教育が学問の自由を失って、国家統制の色彩を濃くしていたことの反省の上に立っているものと思われる。学問の自由を支えとして、教育が何ものにも拘束されることなく、自由に教材を求めて行われるべきだというのが、戦後の教育の方向であった。学校図書館はその教材を収集し備えておくべき機関として設けられたのである。したがって当初学校図書館は「教材センター」として位置づけられていたのである。

また、同じ昭和二十三年に文部省より発行された「学校図書館の手引」には、学校図書館の意義と役割が明示され、学校図書館は新しい教育改革を達成するために、「最も重要なものの一つである」と述べ、さらに、「生徒の個性を伸張していく上に役立つ……中略……学校において生徒の学習と思想を一定の枠にはめこもうとすることは、個性の発達を促すものではない」と述べている。ここには、戦前の、全体を重視した教育に対して、個性を大切にすることが示され、学校図書館がそのために重要な機能を果たすべきものであるという考えが示されている。全体主義の教育から個人主義の教育への転換である。

同じ「学校図書館の手引」は、また次のように述べている。「学校図書館は自由な活動の手段を与える」「生徒のもつ問題に対していろいろな考え方や答えを提供する……中略……十分に教室の学習において、教師から一つの問題に対して、ただ一つの解決しか与えられないとするならば、生徒は自分自身でものごとを考えることを学ばないであろう。」

生徒が固定した思想に閉じ込められないように、生徒に自由な活動を促進することによって、自分でものを考え、主体的に生きる力を与えられる。学校図書館は、その生徒の自由な学習活動を支えるという重大な使命を担って戦後の学校教育に登場したのである。

学校図書館法はこのような教育理念のもとに制定されたのである。

二 学校図書館の教育的意義

学校図書館の機能は、図書をはじめあらゆる資料や情報を集め、

整理し、保存して生徒や教師に提供することである。つまり生徒や教師に利用されることによってはじめてその機能を発揮すると言えるのである。その意味で学校図書館の機能は受容的である。あるいはまた静的であり、消極的であると言えるかもしれない。「学校図書館法」では、第二条において、このことを、「図書視聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与する」と述べている。昭和三十四年に出された文部省の「学校図書館基準」では、このことを「学校図書館は奉仕機関である。」と規定している。

「図書館基準」では、また学校図書館の機能として、「学校図書館は指導機関である。」と規定して次のように述べている。

「問題解決のために図書館を有効に利用する方法を会得させ、読書指導によって読書の習慣づけ、生活化を教え、図書館利用を通して、社会的、民主的生活態度を経験させる。」

つまり、基本的には資料提供という消極的な性格を持ちながら、その資料の利用の方法を教え、資料の活用を促すとともに、読書の習慣づけを指導するという極めて積極的な機能を学校図書館に期待しているのである。そして、この機能を発揮することによって、生徒の人間形成に貢献することができる。換言すれば、生徒は学校図書館の資料を使って自主的に学習したり、読書活動を営むことによって、自ら学び方を学ぶという自己学習の方法を会得するのである。そしてまた、学校図書館の資料を活用し、自発的に問題解決を図ったり、発展的学習において、問題解決を図ることを通して、主体的

・積極的な生活習慣が養われる。さらに、生徒の読書活動を推進し、読書の習慣化を図ることによって、思考力や想像力を養い、情操を培い、創造性に富んだ人間の育成に資するのである。

このように学校図書館がその機能を発揮することによって生徒の人間形成に貢献する点に図書館教育を成立させる根拠が求められるのである。

三 図書館教育の構想

(一) 図書館教育の考え方

図書館教育ということばは学校図書館法にも図書館基準にも見あたらない。学習指導要領の中にも出てこない。昭和二十年代には、学校図書館のしくみや利用の仕方を指導することを図書館教育と呼ぶことがあった。今日言われるところの利用指導のことである。それは専ら学校図書館に関する技術の指導であって、生徒の人間形成に対する展望を欠いていた。

また、今日では、学校図書館の行う教育として、利用に関する指導と読書に関する指導があり、この両方を合わせて図書館教育という場合がある。つまり学校図書館が行う教育という意味である。

これらの図書館教育の考え方は、学校図書館に関する知識や技術を教え、その活用や応用については他に委ねられることになるのである。そこで与えられた知識や技術が生徒に生かされるという保証はないのである。

他の教育活動の場、つまり教科指導やホームルーム指導やその他

の学習指導の場で生徒に学校図書館の資料を利用して学習する機会が与えられなければ、知識や技術を身につけた意味はないし、また本当に知識や技術が自分のものにならないであろう。これまでの図書館教育と言われるものは、学校図書館が独自に基礎的、一般的知識や技術の指導をしてきたが、それが教科指導やその他の学習指導との関連をもち得なかったために、学校図書館は学校の中で孤立し、利用したい者に利用してもらおうという消極的な意味を示すにとどまったのである。

それではなぜ図書館教育を改めて構想するのかといえば、学校図書館のもつ教育的意義が教育の真理（普遍的目標）と一致するからである。それは、思考力と想像力に富んだ豊かな人間性を養うことであり、主体的意欲的な人間の育成であり、個性を伸ばし、それだけの能力を伸ばすことである。学校図書館のもつ機能が發揮されるように教科指導やその他の指導がなされるとき、これらの教育の目標達成に学校図書館は貢献できるのである。そして、図書館教育の新しい構想は、単に学校図書館の行う指導ではなく、教科指導をはじめとするすべての学習指導の過程で行われるという観点に立つのである。それは教師の思いつきや、偶発的、単発的に学校図書館を活用するのではなく、意図的、計画的に学習指導に組み入れることである。学校図書館基準では、「学校図書館が学習活動の中心的機関」となるよう努めることを指示している。しかし、学校図書館が学習活動の中核として全校をあげて活用されるためには、すべての教師が教育の原点に立って、学校図書館の教育的意義を再認識することが肝要であろう。

(二) 図書館教育の内容と実施

図書館教育は何を指導するのかという点から、利用指導と読書指導の二つの領域に分けることができる。学校図書館基準（昭和三十四年）には、「問題解決のために図書館を有効に利用する方法を会得させ、読書指導によって読書の習慣づけ、生活化を教え……」とあることから、この二つの分野に分けるのが適当であろう。

利用指導は、学校図書館のしくみや利用の仕方についての知識や技術を身につけさせるところに目標があるが、それは学校図書館の系統的な指導だけでなく、各教科その他の指導の過程において実現されるのである。

読書指導は、読書に関するすべての指導を含む。従来読書指導は国語科と学校図書館で行うものであるという観念が一般にあるが、これもすべての教育活動の指導過程に計画的に組み入れて指導されることによって、図書館教育を教育の一分野とすることが可能であると思う。

利用指導と読書指導は、実施にあたった場合、どちらの範囲にも入ることがある。つまり利用指導の観点に立った場合と読書指導の観点に立った場合とで異なるのである。資料の利用という見方と資料を読むという見方からの相違などがこれである。いずれにしても資料の活用を生徒に体験させることによって図書館教育が成立する点に変わりはないのである。

新学習指導要領の総則編には、「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の中で「視聴覚教材などの教材・教具や学校図書館

を計画的に利用すること」と示されている。この「計画的に利用する、ということが図書館教育を示唆していると考えられる。西村三郎氏は次のような見解を出されている。

「学校図書館が本来めざしている活動を十分にするために、司書教諭を中心として、学校全体が計画的・組織的に利用活動を促進していかなければならない。学校図書館は利用したいものだけが利用すればよいというような消極的なあり方であってはならない。自主的学習の態度を養うためにも、積極的に学校図書館の活用を組織的計画的に考えることが要請される。」（高等学校学習指導要領の展開）

ひとり学校図書館の計画実施ではなく、学校図書館を中心とした同心円として各教科ごとの図書館教育、その他の教育活動のそれぞれにおける図書館教育が考えられなければならない。したがって、図書館教育の担当者は学校図書館教師であり、各教科担当教師であり、その他の教育活動の担当者である。もちろんその実施の中核にいるのは司書教諭である。

司書教諭は利用指導、読書指導のうち、学校図書館が行うべき内容の計画実施するのはもちろんのこと、教科及びその他の学習指導の担当者が計画実施するにあたって協力援助をするのである。文部省は各県教育委員会に司書教諭の発令を通達で出している。これは各教科の指導の充実を図るためばかりでなく学校図書館の教育的機能を重要視しているものと考えられる。しかし教育現場では司書教諭の発令されている学校は極めて少ないのが実状である。図書館教育を学校全体のものとして組織的・計画的に推進していくためには

司書教諭の存在は欠かせない条件である。

(三) 利用指導

図書館教育の領域の一つである利用指導は生徒の学習の過程によって二つに分けられる。

1 学校図書館や図書など資料の利用に関する、基礎的一般的な知識や技術の指導

これは主として学校図書館が行うことになる。

2 教科学習やその他の学習の過程において、自主的又は発展的学習の場で学校図書館の資料の活用を通して行われる指導

これは主として教科担当やその他の学習指導の担当者によって行われる。

1の学校図書館が行う利用指導の基礎的一般的な指導内容は一例として次のように考えられる。

内容の一例

一 学校図書館のしくみと働き

(1) 学校図書館の役割

① 高校生活と学校図書館

② 学校図書館の働き

③ 学校図書館のしくみ

④ 本校の学校図書館

(2) 現代社会と図書館

① 図書館の歴史と文化の継承

二

資料の検索

- ② 各種図書館のしくみと働き
- ③ 情報化社会と図書館
- ④ 生涯教育（学習）と図書館

(1) 資料の種類と収集

(2) 学習活動と資料の利用

(3) 資料の分類と配列

① 図書の分類

② 図書の配架

③ 図書以外の資料の分類と保存

(4) 目録の活用

① 目録の意義と種類

② 目録の内容

③ 目録の利用

三

資料の利用

(1) 図書資料の活用

① 図書の種類と活用

② 学習と図書資料

(2) 参考図書の種類と活用

(3) 図書以外の資料の活用

① 新聞・雑誌の活用

② インフォーマーションファイル資料の活用

四

情報の処理とその組織化

(1) 参考書目づくり方

(2) ノート・カードのとり方
(3) レポート・論文の書き方

五 高校生活と読書

(1) 読書による人間形成

(2) 読書の目的と図書を選択

(3) 読書生活の確立

これは指導内容を整理してまとめたものである。具体的な内容の肉づけは各学校図書館の担当者が研究して、それぞれの学校に適するものを作成することが必要である。

この内容からも分るように、生徒がこれらの内容を一通り学習して身につくものではない。2の教科学習の場合やその他の学習の場合実際に活用することを通して理解されるのであり、またそのような学習によって、学校図書館の教育的意義が現われるのである。そのためには、まず教科ごとの利用指導計画が学習指導の中で立てられなければならない。その場合、資料の提供担当者である司書教諭（学校図書館係教師）の協力と助言が必要であるのはいうまでもないことである。教科以外の教育活動においても同じである。

四 読書指導

(1) 読書指導の意義

読書指導が必要であるのは、読書それ自体の中に自己教育の側面を認めるからである。読書によって自己の世界を拡張し、深化していくことができる。あるいはまた未知の世界を知り、自己の生活体

験の中に取り入れることによって自己を豊かにすることができる。さらにまた、読書によって生き方にある動機づけをされることもある。山口県立大津高等学校の図書部が昭和四十四年に行った調査によると、二十歳から五十歳までの同校卒業生百四十九人のうち、高等学校時代に読書によって意識変革を経験した人は三十四・九%の五十二人であった。山口県立大嶺高等学校でも毎年同じような調査をしているが、全校生徒の二十二%から二十五%（昭和四十九年、昭和五十三年）の者が読書によってもの見方や生き方にある動機づけを与えられている。大嶺高校の場合は高校生が調査対象であり、大津高校の場合は卒業生が調査対象であるので、約十%の差が出ているものと思われる。あるいはまた高校時代の読書生活の違いによってその結果は異なるであろう。しかし、三十五%の人が読書による影響を大きく受けていることは注目に値するであろう。

読書が有力な自己教育の方法であるということのもう一つの意味は、読書によって、思考力と想像力が養われるということである。それは言葉のもつ特性によっておのずからなされるものである。ことばによる表現はものを抽象化して表わすところに特徴がある。時枝誠記氏によれば、「言語は絵画のように、個物を個物としてそのままに表現するのではなく、一個の概念として表現するのである」（国語教育の方法）と説明される。

言語は概念として表現するということは、ことばは抽象的に表現するということである。ことばの抽象的な表現によって、自分の中に具体的に意味内容（思想）をつくりあげていくのが読むという作業である。裏をかえせばことばによる表現の理解は、抽象から具体

へという精神の営みを強制されることによって成立すると言えよう。思考とはこの抽象的な表現媒材であることばによって、具体的な世界を構築していく精神の働きである。その意味で読書という作業はあるものを与えられ受け取るという消極的な営みではなく、自ら、ある内容(思想)をつくり出していくことである。またわれわれは文学作品を読むとき、自由にイメージを造りながら楽しんでいく。

このように読書は、自己の世界を無限に拡大していく面と、読書するという行為そのものの中にある特性によって、自己の思考や想像力を深めるといふ意味で、自己教育を行うものであると言えよう。

(2) 読書指導の内容

読書をその行為の過程からみると、次のようになる。1 読書への意欲をもつ。2 読んで理解する。3 読み味わう。4 読んで考える。

5 次の読書へと向う。

これを読書指導にあてはめると、次の五項目に区分することができさる。

1 読書に対する誘発の指導(動機づけ)

2 読みとることの指導(読解)

3 読み味わうことの指導(鑑賞)

4 読書によって喚起された問題についての指導(批評)

5 読書の習慣づけの指導(読書生活)

1の読書に対する誘発の指導は、生徒たちを読書に向かわせるための指導であり、読書意欲を喚起する指導である。「学校図書館辞典」(第一法規)では、これを読書導入活動と言っている。調査をしたり、統計をとったり読書の指針となるようなリストを作ったり、

図書館案内をしたり、読書をテーマとした講演会を開いたりするのがこれにあたる。しかし最も効果的で確実な方法は、教科の学習指導を通して行われるところの、その教科に関連して生徒の興味や関心を起こさせる指導である。専門的な分野の読書指導は教科担当者によってはじめて可能になるのである。そのためには、教科担当者は司書教諭と緊密な連絡をとりながら十分な準備をし、計画的に指導することが必要である。

2の読みとることの指導は、いわゆる読解指導であり、主として国語科で指導される。漢字が難しいから読めない、難しいことはが多く出てくるから読む気がしない、という声が高校生に多いのが実状である。読む力がなければ読書意欲が湧いてこないから、読解指導は動機づけを支えていると言うことができる。また鑑賞や批評も読解力に支えられて成りたつものと言えさる。読解指導はその意味で読書指導の基本に位置づけられよう。

野地潤家先生は読解指導と読書指導の關係について、「読書は目的であり、読解は手段(方法)である」と認められて、次のように提言されている。

読書指導と読解指導との関連を真に成立させるためには、読書行為の過程の中核として読解を位置づけること、つまり読解活動(機能方法)を内包したものととして、読書行為(読書生活)の指導を計画していくことが緊要である。同時に、読書環境の整備に努め、さらにテキスト読みだけに閉じこもってしまう読書指導の形骸化を防がなくてはならない。「国語教育」No. 一四七

読解のための読書指導にならないためには国語科においては、教

材の中に読書指導を適切に位置づけて、計画的に指導することが大切である。

3の読み味わうことの指導は、いわゆる鑑賞指導であり、4の読書によって喚起された問題についての指導に発展していく。西尾実氏はかつて文学教育における鑑賞の回復を提起され、「鑑賞」というものは、それだけで終るものではない。必ず読者その人の意識になんらかの問題や意欲を喚起する。」(国語教育学序説)と指摘されている。

5の読書の習慣づけの指導は、従来学習指導要領において、国語科の目標の一つとして「読書の態度と習慣を身につけさせる」と掲げられていた。新指導要領では、この事項が改められ、これに相当するものとして、「言語文化に対する関心を深め」という記述が見られる。具体的な記述から概括的、抽象的な表現に変わっているが、読書指導を軽視しているのではないであろう。

学習指導要領においては、読書指導に関する条項は学校図書館に關する条項にはなく、国語科について、右にあげた「言語文化に対する関心を深め」ということの外に次のことが示されている。「国語I」の「内容の取り扱い」に、「②「読書力が高まるようにすること。」「現代文」の目標に、「近代以降の優れた文章や作品を読解し鑑賞する能力を高め、ものの見方、感じ方、考え方を深めるとともに、進んで読書することによって人生を豊かにする態度を育てる。」読書指導の実施にあたっては、右にあげた五項目がそれぞれに指導されるのではもちろんない。各項目が読書指導全体として指導の中に含まれることが多い。また場合によっては、指導の場の特性に

よって読書指導の内容が限定されることも当然起ってくる。学習指導要領では、読書指導が国語科の指導としてあげられているが、各教科に関連する読書の指導はそれぞれの教科の学習指導の中ではじめて可能になる。また生徒の一人一人の興味や関心に即して個別的に指導するためには、全ての教科及び教育活動の場で、学校全体の組織計画に基いて実施されることが要求される。

(3) 読書指導の実際

次にあげるのは山口県立大嶺高等学校の読書指導の実例である。学校図書館と国語科との実践による。

1 広報活動

生徒と学校図書館を結びつけ、読書へ向かわせる手段として広報活動の活発化を図る。主な内容は次の通りである。

。新着図書週間案内(クラスごとに図書委員が黒板を使って行う)。

。新着図書リストの作成配布(分類によって整理し、毎月一回クラス単位でファイルしていく)。

。新刊紹介(図書委員が毎週一回新刊図書の中から一冊を選び、その紹介文を書き、クラスごとにホームルームで読む。プリントした紹介文はとじ加えていく)。

。図書館報(学期毎に二回、年間六回図書委員による館報「らいらり」を発行する。図書館行事——読書会・文化祭・読書週間・調査統計の実施と結果報告——や、教師の読書指導・読書ノート紹介・文芸作品及び読書感想文等を載せる)。

2 読書の手引

「読書のしおり」(山口県学校図書館協議会編)を使用し、高校生のための良書推薦・資料の利用・論文レポートの作成の仕方・読書感想の書き方・読書ノートの作成等の指導をする。

3 読書会

学校図書館主催の読書会とホームルーム読書会を行う。

学校図書館主催の読書会

学校の年間行事に組み入れて、年間六回実施する。参加者は全校生徒の希望者及び図書館係と国語科教師、その他校長及びその他の教師の参加もある。予め選定した図書を読んできて、自由に意見を述べあう。昭和四十七年に始めて四十二回を数えている。

ホームルーム読書会

ホームルームの年間指導計画の中に読書指導を組み入れている。年三回のホームルーム読書会と「わたしの読書」「読書と人生」等のテーマによる指導を行う。読書会は集団読書用図書(学校図書館に各四十五冊ずつ十六種類備えている)を使用して行う。

4 読書調査

年間二回次の調査を行う。

学校図書館の利用と読書調査

毎年七月に全校生徒に実施し、調査結果を図書委員会できまとめ、印刷してクラス及び教職員に配布する。調査内容は、図書館利用に関するものが六項目、読書に関するものが十二項目である。作品別読書調査

明治以降の代表的作品、日本文学百編、外国文学五十編をあげ

て、それが高校生にどの程度読まれているかを調査する。調査結果は図書委員会できまとめて印刷しクラス及び教職員に配布する。この調査は毎年読書週間に実施する。

5 図書館展示

図書館展示は、学校行事としては文化祭における図書館展示、読書週間における展示との二回が計画される。その他随時行うことがある。

。文化祭における展示

昭和五十二年度の内容を示す。

A 「図書館の利用と読書」の調査結果

B 「芥川竜之介」展

C 文学の旅展

D 文学クイズ

E 読書感想文優秀作品展

。読書週間における展示

昭和五十二年度の内容を示す。

A 読書及び図書館に関する標語展

B 教師及び生徒の「わたしの薦める本」の紹介展

C 「よく読まれている本」のベストテン

6 読書感想文の指導

読書感想文の指導は国語科及び学校図書館で行う。年一回校内読書感想文コンクールを実施し、優秀作品を読書感想文集としてまとめ、クラスに配布する。

7 読書ノートの指導

読書ノートの指導は国語科で行う。現代国語の担当者が毎学期一度ないし二度提出させ、教師の感想批評をつけて返す。

以上は大嶺高等学校において、昭和四十六年度より実践を重ねながら、指導の内容を拡大してきたものである。国語科と学校図書館が一体となって読書環境を整備し、学校行事の中に読書指導や利用指導を組み入れてきた。もちろんそれを支えるものとしての、学校図書館の資料の収集・整理・提供に関する研究も積み、整理基準や運営規則も作成している。しかしなお図書館教育という包括的な概念で呼ぶことのできるころまでは達していない。

例えば、国語科では、取り扱う教材の中で読書指導を位置づけることを組織的に計画するところまでいっていない。また国語科以外の教科指導において、図書館教育は組織化されていない。

図書館教育は学校図書館が行う指導のみでなく、学校図書館を中心として全方位的に実施される教育であり、学校全体で組織的計画的に実施されることによって成り立つものである。学校における全ての学習指導や教育活動が学校図書と有機的に結合することによって、図書館教育は実現される。

おわりに

図書館教育は、学校図書館が「学習活動の中心的機関」（学校図書館基準）であるという認識に立って、教科指導及びその他の学習指導が学校図書館と有機的に結びつくことによって成立するものである。それは教育の基本的な目標をめざすものであるが故に、全校的に組織化され計画されなければならない、というのが本稿の結論

である。

最後にそれが実現されるための条件をあげてみたい。第一に、授業に対して根本的に考え直すことが大切である。画一的な一斉授業と教科書依存主義から脱却しなければならない。第二に、図書館教育を中心になって推進していく司書教諭の存在が欠かせない条件である。学校図書館法の第五条に「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるために司書教諭を置かなければならない。」と義務づけられている。また学校図書館基準には、「学校図書館職員として、『学校図書館に司書教諭及び事務職員を置く。』と示している。第三に資料の充実と整備があげられる。生徒や教師の必要に応じて提供できるように準備がされていなければならない。そのために、学校図書館に事務職員を置くように、学校図書館基準では示している。最後に時間が確保されなければならない。新学習指導要領では、「ゆとりある学校生活」が方針として出されており、自由裁量の時間が設けられることになった。この時間の一部を図書館教育にあてることが可能である。（山口県立山口高等学校教諭）

参考資料・文献

- 学校図書館法
- 学校図書館基準（文部省）
- 教科書の発行に関する臨時措置法について（文部省）
- 学校図書館の手引（文部省）
- 「高等学校学習指導要領の展開総則編」（西村三郎外）
- 「高等学校学習指導要領の展開国語科編」（馬淵和夫外）
- 「学校図書館事典」（第一法規）
- 「国語教育」No.一四七（明治図書）
- 「国語教育学序説」（西尾実）
- 「国語教育の方法」（時枝誠記）